ニ　当該保険医療機関が歯科訪問診療を行う患者に対し、患家の求めに応じて、迅速な歯科訪問診療が可能な体制を確保し、歯科訪問診療を担う担当歯科医の氏名、診療可能日等を、文書により患家に提供していること。

ホ　在宅歯科診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

ヘ　定期的に、在宅患者等の口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生局長等に報告していること。

ト　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との十分な連携の実績があること。

チ　主として歯科訪問診療を実施する診療所にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

①　当該診療所で行われる歯科訪問診療の患者のうち、六割以上が歯科訪問診療1を実施していること。

②　在宅歯科医療を担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

③　直近一年間に五つ以上の病院又は診療所から、文書による紹介を受けて歯科訪問診療を開始した実績があること。

④　在宅歯科医療を行うにつき十分な機器を有していること。

⑤　歯科訪問診療における処置等の実施について相当の実績を有すること。

(2)　在宅療養支援歯科診療所2の施設基準

イ　(1)のイからヘまで及びチに該当するものであること。

ロ　当該地域において、保険医療機関、介護・福祉施設等との必要な連携の実績があること。

七から八の二まで　削除

九　ハイリスク妊産婦共同管理料(I)及びハイリスク妊産婦共同管理料(II)の施設基準等

(1)　ハイリスク妊産婦共同管理料(I)及びハイリスク妊産婦共同管理料(II)の施設基準

イ　産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であること。

ロ　ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

(2)　ハイリスク妊産婦共同管理料(I)に規定する状態等にある患者

保険診療の対象となる合併症を有している妊婦又は妊産婦であって、別表第三の二に掲げるもの

九の二　がん治療連携計画策定料の施設基準

(1)　がん診療の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること。

(2)　当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出ていること。

(3)　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

九の三　がん治療連携指導料の施設基準

(1)　地域連携診療計画において連携する保険医療機関として定められている保険医療機関であって、当該地域連携診療計画をがん治療連携計画策定料を算定する病院と共有するとともに、あらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)　がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されていること。

(3)　当該保険医療機関の屋内において喫煙が禁止されていること。

九の四　がん治療連携管理料の施設基準

がん診療の拠点となる病院であること。

九の四の二　外来がん患者在宅連携指導料の施設基準

外来緩和ケア管理料又は外来化学療法加算2の施設基準を満たしていること。

九の五　認知症専門診断管理料の施設基準

(1)　認知症に関する専門の保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

九の六　肝炎インターフェロン治療計画料の施設基準

(1)　肝疾患に関する専門の保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

九の七　排尿自立指導料の施設基準等

(1)　排尿自立指導料の施設基準

排尿に関するケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　排尿自立指導料の対象患者

尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害の症状を有する患者又は尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの。

九の七の三　ハイリスク妊産婦連携指導料1及びハイリスク妊産婦連携指導料2の施設基準

精神疾患を有する妊産婦の診療について、十分な実績を有していること。

九の八　退院後訪問指導料に規定する別に厚生労働大臣が定める状態の患者

(1)　別表第八に掲げる状態の患者

(2)　認知症又は認知症の症状を有し、日常生活を送る上で介助が必要な状態の患者

十　薬剤管理指導料の施設基準等

(1)　薬剤管理指導料の施設基準

イ　当該保険医療機関内に薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。

ロ　薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。

ハ　入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理（副作用に関する状況の把握を含む。）を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。

(2)　薬剤管理指導料の対象患者

別表第三の三に掲げる医薬品が投薬又は注射されている患者

十の一の二　診療情報提供料(I)の地域連携診療計画加算の施設基準

連携する保険医療機関等とあらかじめ地域連携診療計画を共有しており、診療情報を含めて評価等を行うための機会を定期的に設けていること。

十の一の三　診療情報提供料(I)の検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準

(1)　他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受が可能なネットワークを構築していること。

(2)　他の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。